

議第72号

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 4 月26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成24年滋賀県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「117の2－A」を「117の3－A」に、「117の2－B」を「117の3－B」に、「118の3－A」を「118の4－A」に、「118の3－B」を「118の4－B」に、「118の4－A」を「118の5－A」に、「118の4－B」を「118の5－B」に、「118の4－C」を「118の5－C」に、「118の4－D」を「118の5－D」に改め、同項第2号ア中「118の3－Aおよび118の3－B」を「118の4－Aおよび118の4－B」に、「118の4－Aおよび118の4－B」を「118の5－Aおよび118の5－B」に改め、別表注1第5号中「118の4－Aおよび118の4－B」を「118の5－Aおよび118の5－B」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。